

鹿児島市立小・中学校特別教室コンピュータ機器等リース契約入札仕様書

1 目的

本仕様書は、鹿児島市立小・中学校コンピュータ機器等（以下「物品」という。）の導入について、必要な仕様を定める。

2 契約の範囲

本契約の範囲は、物品の購入、搬入設置、設定、保守及び諸手続を含むものとする。本仕様書に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者において充足するものとする。

3 履行場所

鹿児島市立小・中学校特別教室
（別紙「教室別機器等一覧表」のとおり。）

4 入札前提出物

本入札に参加を希望する者は、以下のものを、令和6年5月20日（月）午後5時15分までに学校ICT推進センター受付に持参すること。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 教育用コンピュータのリース契約実績調書

ウ 機器等仕様証明書及び機器等構成表

エ 機器等カタログ綴り

※ 全ての機器（電子回路基板、増設メモリ、接続ケーブル等を含む。）について、機器等構成表の番号順に綴じ、インデックスを付けること。

※ マーカー、アンダーライン等により、わかりやすく表示を行うこと。

オ サポート体制一覧表

カ 発売予定機器等に係る製造元証明書

※ 機器等を発売予定の物品で構成する場合のみ提出

※ 当該物品を納入期限まで納入することができる旨の製造元の証明書を提出すること。

キ 鹿児島市が発行した市税に滞納がないことの証明書又は特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けていることが確認できる納税の猶予許可通知書若しくは納税証明書

※ 令和6年5月1日以降発行のものに限る。写しでも可。

※ 本社所在地が鹿児島市外、他市の場合、当該市が発行したもの

5 売渡価格等

入札に参加を希望する者が販売元と協議すること。

6 入札額については次のとおりとする。

- (1) リース期間を60月として算定した場合の月額金額を見積もること。ただし、消費税及び地方消費税額は含まない。
- (2) 本リース期間終了に伴う全ての機器等の撤去、搬出運搬については、その経費を見込むこと。

7 納入期限、リース開始日及びリースの支払い等

- (1) 納入期限 令和6年9月30日(月)
- (2) リース期間 令和6年10月1日(火)～令和11年9月30日(日)
- (3) リースの支払方法 月払い(支払い処理は、借り入れ月の翌月初めに処理する。)
 - ア 鹿児島市に対し毎翌月初めまでに請求するものとする。
 - イ 鹿児島市は適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

8 機器等構成、その他

- (1) 機器等仕様については別紙「機器等構成表」を参照すること。
- (2) 動産総合保険
 - 算定に当たっては、償却資産税及び動産総合保険料の経費を見込むこと。
 - 動産総合保険は仕様書に記載する機器の調達額を補償の上限とする新価特約付保険とすること。
- (3) その他
 - 導入する全ての機器等が安定して稼働するとともに、これらの機器等において、導入するソフトウェアの機能が支障なく安定して動作するようにすること。
 - 導入する全ての機器等に下記の事項を記載した「機器管理シール」を貼付すること。(5年のリース期間に耐えうるものとする。)
 - ① 機器名 ※太ゴシック体で表記すること。
 - ② リース開始年月及び期間 2024.10.1～2029.9.30
 - ③ リース会社名
 - ④ 保守連絡先
 - ⑤ 管理者：鹿児島市教育委員会
 - ⑥ 個体番号 例：「○●●□■●■」※学校ICT推進センターに確認すること。
 - 故障により、機器を交換する際にも同様の「機器管理シール」を貼付すること。
 - その他、必要に応じてその都度、学校ICT推進センターと協議しながら設定及び設定変更を行うこと。